

平成28年6月24日

## 「中小企業診断士の日」制定のお知らせについて

一般社団法人中小企業診断協会

わが国の「中小企業診断制度」が、発足したことを踏まえて、このたび当協会では11月4日を「中小企業診断士の日」として制定いたしました。

なお、本年より毎年11月4日の前後一週間程度の期間において、当協会及び都道府県の中小企業診断士協会では、中小企業診断士のPR活動を実施することとしましたので、お知らせします。

以 上

※ 当協会及び各県協会が開催する「中小企業診断士の日」イベントの内容は、次のアドレスより確認できます。

<http://www.j-smeca.jp/attach/koueki/shindansinohi-event.html>